

なるほど  
法律NAVI

連載企画

# 交通事故に関する損害賠償請求について

## 第2弾 『治療費の支払い期間について』

■保険会社から治療費の支払いを打ち切ると言われた場合、どうすればいいのでしょうか。

保険会社は営利企業ですので、支払う保険金額をできる限り低額に抑えるため、「〇〇さん、そろそろ治療を終えていい時期ですよ」や、厳しい担当者の場合は「今月で治療費の支払いはストップします」という言い方で、支払いが少なくなる方向に持っていくます。こんなときはどのように対処したらいいのでしょうか。

■被害者が加害者(実際には加害者加入の保険会社)から支払ってもらえる治療費は、症状固定時までの治療費です。症状固定というのは、完治とは違い、「これ以上治療を続けても良くも悪くもならない状態」のことを言います。保険会社に治療費を支払ってもらえるかどうかという問題は、事故による傷害が症状固定したかどうかという問題なのです。

■では、あなたの傷害が症状固定かどうかを判断するのは誰なのでしょう。被害者であるあなたを診察したこともない保険会社が症状固定だと判断するなんてあり得ませんよね。当然、症状固定かどうかを判断するのは

主治医である医師です。

■ですので、保険会社が「そろそろ治療を止めて欲しい」、「治療費の支払いをストップする」などと言ってきた場合には、まず主治医に相談してください。そして、あなた自身がまだまだ治療を続ける必要があると思っているのであれば、今の症状をきちんと医師に説明して、まだ治療を続けたいと話してください。保険会社の話を鵜呑みにして治療を止める必要はないのです。医師と相談しながら治療を継続すべきなのかどうか決めてください。それでも、納得がいかない場合には、早めに弁護士に相談すべきでしょう。

■次回は後遺障害認定についてお話しします。



弁護士法人あすか  
弁護士 上栢裕章

事前にお電話でご予約ください。



弁護士  
法人 あすか

☎(082) 493-7100 <http://asuka88.jp/>  
〒739-0015 東広島市西条栄町10-27 栄町ビル5階

【主な取扱業務】債務整理・一般民事・相続・交通事故・企業法務・経営再建等  
【所属弁護士】福田浩・今田健太郎・上栢裕章・谷脇裕子